

●最低賃金の改定について（徳島労働局）

徳島県内で適用される最低賃金には、県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」と、特定の産業で働く労働者に適用される「徳島県特定最低賃金」の2種類があります。下記のとおり改定されますので、お知らせします。

件名	時間額	効力発生日
徳島県最低賃金	1,046円	令和8年1月1日

【特定最低賃金】

造作材・合板・建築用組立材料製造業	1,046円	令和8年1月1日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円	

＜問合せ先＞

徳島労働局労働基準部賃金室(TEL:088-652-9165)又は最寄りの労働基準監督署へ

●「第236回 珠算能力検定試験」のご案内

標記の検定試験を下記日程にて施行いたしますので、受講をご希望の方は令和7年12月15日（月）～令和8年1月7日（水）までに当所へお申し込みください。

施行日：令和8年2月8日（日）午前9時から

場所：小松島商工会議所（小松島市総合コミュニティーセンター）

受験料：【1級 2,800円】 【2級 2,000円】 【3級 1,800円】

※ 受講料は税込みです。

申し込み：小松島商工会議所 TEL0885-32-3533

●年末調整事務（納特）・個別相談会のご案内

個人事業主向けの上記相談会を開催します。参加される方は、事前の予約申込をお願いします。当日は、年末調整（納特）関係書類等をご持参ください。

日時	令和7年12月16日(火)、17日(水)、18日(木)、19日(金)、22日(月) 令和8年1月6日(火)、7日(水)、8日(木)、9日(金)、13日(火) 9:00～16:00 (12:00～13:00 は休み) 受付 (午前) 9:00～11:00 (午後) 13:30～15:30
場所	小松島商工会議所 1階会議室 電話 0885-32-3533